



許可番号第 02320002468 号

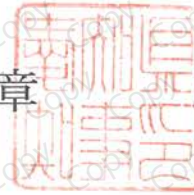
産業廃棄物処分業許可証

住 所 名古屋市南区豊田二丁目18番3号

氏 名 株式会社 西山商店
代表取締役 西山 幸光 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 5 (2023) 年 3月27日
許可の有効年月日 令和 10 (2028) 年 3月26日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (圧縮、減容固化、選別、破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず、繊維くず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)

以上 4 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 減容固化

廃プラスチック類 (発泡スチロール類に限る。)

以上 1 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

ウ 選別

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、
ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)
及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 8 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 破碎

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、

許可番号第 02320002468 号

紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 6 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

弥富市楠一丁目78番

イ 設置年月日

平成19年8月8日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

1.12t/日 (0.14t/時間)

紙くず

3.92t/日 (0.49t/時間)

繊維くず

3.36t/日 (0.42t/時間)

金属くず（自動車等破砕物を除く。）

5.12t/日 (0.64t/時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 圧縮施設

ア 設置場所

弥富市楠一丁目78番

イ 設置年月日

平成24年11月12日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

5.76t/日 (0.72t/時間)

紙くず

11.52t/日 (1.44t/時間)

繊維くず

9.84t/日 (1.23t/時間)

金属くず（自動車等破砕物を除く。）

19.92t/日 (2.49t/時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(3) 減容固化施設

ア 設置場所

弥富市楠一丁目78番

イ 設置年月日

平成29年4月1日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（発泡スチロール類に限る。） 0.32t/日（0.04t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(4) 選別施設

ア 設置場所

弥富市楠一丁目78番

イ 設置年月日

平成19年5月9日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

56.16m³/日（7.02m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(5) 破砕施設

ア 設置場所

弥富市楠一丁目78番

イ 設置年月日

令和2年12月4日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 1.456t/日（0.182t/時間）

紙くず 0.976t/日（0.122t/時間）

木くず 1.248t/日（0.156t/時間）

繊維くず 1.576t/日（0.197t/時間）

許可番号第 02320002468 号

金属くず（自動車等破砕物を除く。）

1.672t/日（0.209t/時間）

ガラスくず・コンクリートくず（工作物

の新築、改築又は除去に伴って生じたもの

を除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕

物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

1.688t/日（0.211t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成20年 3月27日 新規許可

平成25年 6月19日 更新許可

平成30年 8月13日 更新許可

令和 5年 3月27日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 無

